

第三次  
人権が尊重される三重  
をつくる行動プラン

2016（平成28）年3月

三 重 県

# 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン < 目次 >

第1章 基本的な考え方	1
1. 策定の経緯	
2. 「基本方針（第二次改定）」の基本理念	
3. 第三次行動プランの取組方向	
4. 第三次行動プランの基本的な視点	
第2章 施策分野別の取組方向	
(1) 施策分野1「人権が尊重されるまちづくり」	
人権施策101 人権が尊重されるまちづくり	6
(2) 施策分野2「人権意識の高揚」	
人権施策201 人権啓発の推進	9
人権施策202 人権教育の推進	12
(3) 施策分野3「人権擁護と救済」	
人権施策301 相談体制の充実	15
人権施策302 さまざまな人権侵害への対応	17
(4) 施策分野4「人権課題」	
人権施策401 同和問題	20
人権施策402 子ども	23
人権施策403 女性	27
人権施策404 障がい者	30
人権施策405 高齢者	34
人権施策406 外国人	37
人権施策407 患者等	40
(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、 難病患者 等)	
人権施策408 犯罪被害者等	43
人権施策409 インターネットによる人権侵害	45
人権施策410 さまざまな人権課題	47
(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、 性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、 北朝鮮当局による拉致問題等 等)	
第3章 計画の推進	50
1. 人権尊重の視点に立った行政の推進	
2. 計画の推進と進捗管理	

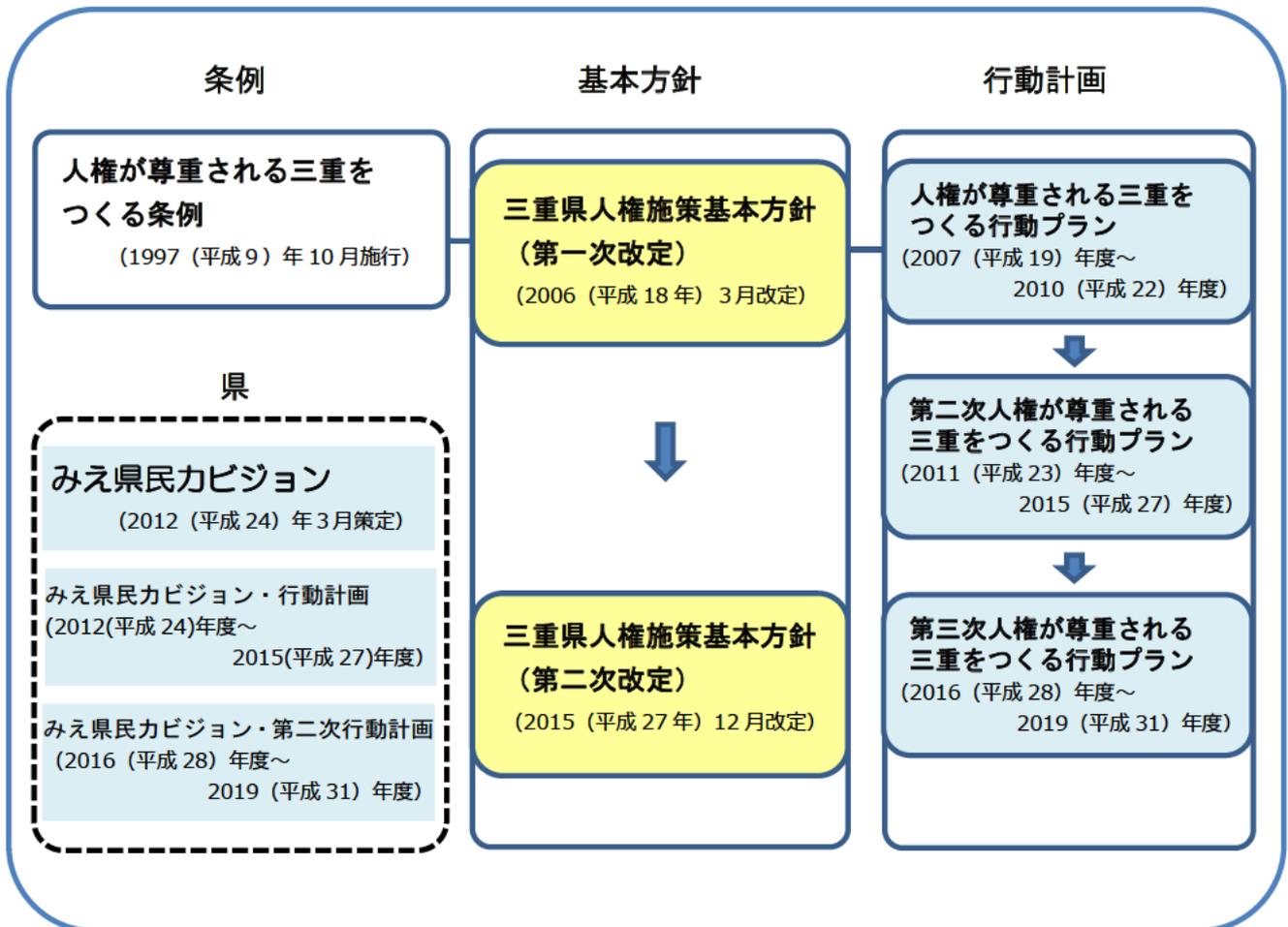
# 第1章 基本的な考え方

## 1. 策定の経緯

三重県では、1997(平成9)年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、2006(平成18)年3月に改定した「三重県人権施策基本方針(第一次改定)」(以下、「基本方針(第一次改定)」という。)を、さまざまな主体と共に着実に推進していくため、2007(平成19)年3月に「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」、2011(平成23)年3月に「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(以下、「第二次行動プラン」という。)を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。

「基本方針(第一次改定)」を改定し、「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」(以下「基本方針(第二次改定)」という。)とすることから、これに基づく具体的な取組を進めるための「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」(以下、「第三次行動プラン」という。)を策定することとしました。

## 三重県人権施策の計画体系



## 2. 「基本方針（第二次改定）」の基本理念

「基本方針（第二次改定）」では、めざす社会として「差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会」を掲げています。このような社会を実現するために、「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現」と「さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現」を基本理念としています。

## 3. 第三次行動プランの取組方向

第三次行動プランは、基本方針（第二次改定）に示された取組の方向性に従い、第二次行動プランにおける取組の成果と課題をふまえて、策定しました。

施策の推進にあたっては、「人権が尊重されるまちづくり」、「人権意識の高揚」、「人権擁護と救済」、「人権課題」の4つの施策分野に体系づけ、10の個別に取り組む「人権課題」に対して3つの施策分野（「人権が尊重されるまちづくり」、「人権意識の高揚」、「人権擁護と救済」）で横断的に取り組むこととしています。

### （1）「人権が尊重されるまちづくり」のための施策

県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体、市町、県等のさまざまな主体の人権尊重の視点に立った活動や、各主体が連携・協働した「人権が尊重されるまちづくり」を進めます。

### （2）「人権意識の高揚」のための施策

県民一人ひとりが、人権課題について理解を深め、人権尊重社会の実現のために主体的に活動を行うよう、さまざまな主体と連携・協働しながら人権啓発・人権教育を進めます。

### （3）「人権擁護と救済」のための施策

県民一人ひとりの人権が、適切に擁護されるよう、人権侵害に迅速かつ的確に対応するための相談体制の充実等の取組を進めます。

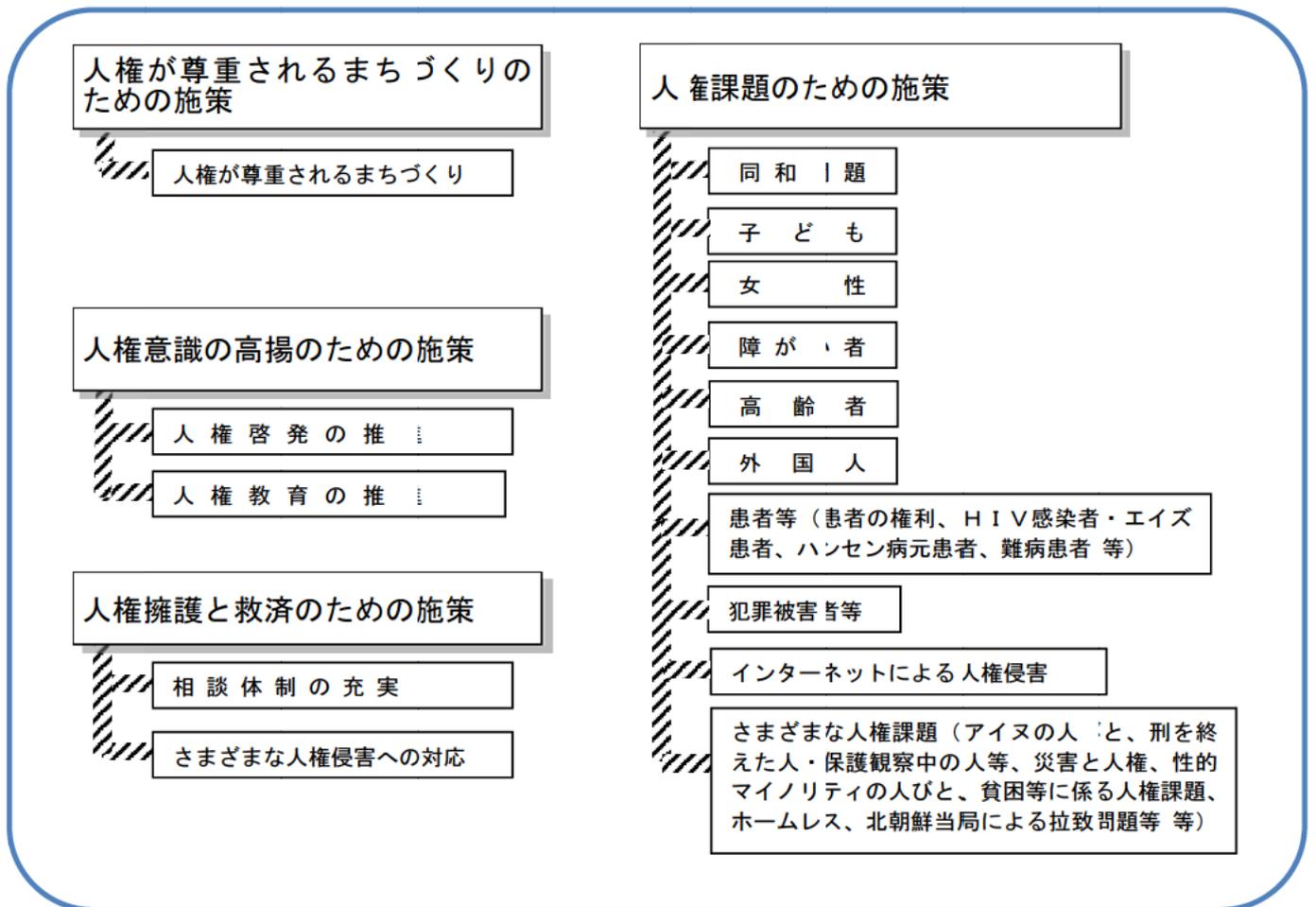
### （4）「人権課題」のための施策

個別に対応していく10項目の「人権課題」を掲げ、それぞれの課題に応じた取組を進めます。

この施策は、主に背景、問題点等が異なる個々の人権課題に対する知識や理解を深めることにより、偏見や差別意識を解消し、課題の解決に向けた実践的な態度の形成を図るとともに、一人ひとりに公平な機会と自立した生活が保障される社会環境の整備を進めていくものです。

第三次行動プランでは、4つの施策分野のうち「人権が尊重されるまちづくり」、「人権意識の高揚」、「人権擁護と救済」の3つの施策分野をベースとして推進していく中で、人権の視点から個別に対応が必要となるものを、事業や取組として位置づけて推進します。

### 三重県人権施策基本方針（第二次改定）における施策体系



#### 4. 第三次行動プランの基本的な視点

第三次行動プランにおける人権施策の推進にあたっては、基本方針（第二次改定）に掲げる3つの視点に留意して、取り組んでいきます。

##### （1）当事者への理解

当事者が、自分に向けられている行為等が差別や人権侵害であると気づいていない場合や、その事実を発信することが困難な境遇にある場合等、当事者の置かれている状況に留意する必要があります。

また、障がいのある女性や子ども、外国人の女性や子どもといった、人権課題が重複する場合は、問題がより複雑化する傾向にあります。

そのため、差別や人権侵害を受ける当事者の思いや意見、状況を把握し、当事者の立場に立って人権施策を推進していくことが重要です。

県では、県人権施策審議会をはじめとして、さまざまな機会を利用して意見交換を行うなど、県民の皆さんからの意見を聴かせていただき、よりの確な人権施策の推進につなげます。

## (2) パートナーシップ

人権施策を推進していくには、さまざまな主体との連携・協力・協働（パートナーシップ）が不可欠です。

人権が尊重されるまちづくりは、行政だけの一方的な働きかけや取組ではなく、県民が自ら参加し、主体的に取り組んでいくものであり、さまざまな主体が得意とするものを持ち寄り、協力しあって進めていく必要があります。

## (3) 適切な公的支援

行政は、人権施策の推進に参画するさまざまな主体の「主体性」や「持てる力」を尊重しつつ、適切な支援を行います。

第三次行動プランでは、「推進主体の考え方と期待される役割」について、次のように整理しています。

### さまざまな主体の考え方と期待される役割

#### (県民一人ひとり)

個人として、地域住民として、団体や企業の構成員として、人権意識の高揚に努力するとともに、仕事や暮らしの中のさまざまな活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。外国人住民も県民に含まれています。

人権について、お互いの人格や個性を認め、互いの「存在」を尊重するとともに、個人の個性や能力を発揮でき、自らの意思に基づいて活動できるような社会の実現に向けて行動することが期待されます。

#### (住民組織)

主に地域の住民で構成し、非営利で活動する組織や団体のことをいいます。地域のニーズや課題に基づく活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。

地域のさまざまな活動や交流の中で、住民一人ひとりが個人として尊重されるまちづくりを進めるとともに、各々の個性や特徴を認め合いながら、地域で共に生活できるような環境づくりを進めることが期待されます。

#### (NPO・団体等)

非営利で、自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織、団体のことをいいます。社会のニーズ、課題に基づく特定のテーマの活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。当事者で結成する団体等も含まれます。

さまざまな人権課題の当事者が、安心して生活できるよう、さまざまな支援やサービスを提供していくことが期待されます。

(企業)

営利を目的とした会社、同業種組合等のことをいいます。社会の一員であると同時に社会的な影響を持つことから、製品、サービス等の企業活動や社員の活動を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。

公正な雇用や誰もが安心して働ける労働環境の整備を進めることが期待されます。また、従業員への人権に関する研修や教育を進めることが求められます。

(行政)

国、県、市町（一部事務組合、広域連合を含む）のことをいいます。法規や制度等に基づく手続きに沿った活動や事業を通じて、人権が尊重されるまちづくりを推進する主体となります。この行動プランでは、国、県、市町を総じて「行政」として表す場合があります。

【国】人権教育・啓発に関する取組を進めるとともに、県、市町への支援や協働した取組が期待されます。

【県】個別の人権課題に対して、それぞれの法律や計画に基づき施策を進めるとともに、安心して生活していくための取組や市町の取組の支援等を進めます。また、さまざまな主体と連携・協働して人権啓発・教育や人権相談、人権救済の取組を進めます。

【市町】地域のさまざまな主体と連携・協働して、自分らしく豊かに暮らしていけるような地域社会づくりを進めることが期待されます。また、市町として提供すべきサービスや支援を的確に行っていくことが求められます。

## 第2章 施策分野別の取組方向

### (1) 施策分野1 「人権が尊重されるまちづくり」

#### 人権施策 101

#### 人権が尊重されるまちづくり

##### 【めざす姿】

行政、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体が、人権尊重の視点に立って活動を行っています。

県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体、県、市町等が協働し、人権が尊重されるまちづくりを主体的に進め、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

##### 【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】

人権が尊重される社会を実現していくためには、一人ひとりの身近な暮らしや、地域の活動の中で人権尊重の視点が行き渡ることが必要です。県では、住民活動のベースに「人権が尊重されるまちづくり(以下、「人権のまちづくり」という。)」が根付くことを人権施策の基本と位置づけ、「多様な主体で支えるパートナーシップのまちづくり」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」の二つの柱で取組を進めてきました。

「多様な主体で支えるパートナーシップのまちづくり」への取組として、県内各地で企業、住民組織・NPO等の団体等が人権のまちづくりを進めるための基本研修を行うとともに、地域や関係団体のニーズに応じた取組の支援も行いました。人権のまちづくりの取組状況については、団体等を訪問調査して把握するとともに、その取組を広く紹介しました。

「ユニバーサルデザインのまちづくり」については、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下、「UD条例」という。）やこれに基づく推進計画により、公共施設等を中心とした施設整備やユニバーサルデザインについての普及・啓発に取り組みました。

今後も、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体が、県や市町等との協働によって、県内各地でさまざまな人権のまちづくりを展開できるよう、支援していくことが必要です。

##### 【取組方向】

#### 1 住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動をするための取組の推進

##### ① 企業、住民組織・NPO等への活動支援

人権関係団体に関する情報を収集し、企業、住民組織・NPO等の人権のま

ちづくりに向けた、自主的な活動・研修を促進するための支援を行います。

② 人権に関する講座を修了した人材への支援

人権に関する講座を修了した人材が、学んだことを人権学習会や地域の啓発活動に生かせるよう支援します。

③ 企業等、社会的影響の大きい組織の組織運営、経営に人権の視点が浸透するような取組

企業におけるCSRの取組やNPO、団体等における人権の視点に立った組織運営、経営が行われるよう、人権研修や人権尊重のための活動を促進します。

## 2 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

① 地域の状況に応じたさまざまな主体のネットワークの形成と充実

地域の状況に応じた県、市町等の行政機関、企業、団体等、さまざまな主体で構成する人権関係ネットワークにおいて、地域課題の解決に向けた情報交換や啓発活動を推進するとともに、安心して相談できる体制の充実に努めます。

② さまざまな主体による人権のまちづくりの促進

県民、企業、NPO等の団体による、人権のまちづくりを促進します。そのため、人権のまちづくりに取り組む企業、住民組織・NPO等の活動支援として助言者等を派遣します。

③ 人権のまちづくりを推進するための課題の明確化と取組促進

人権のまちづくりの実践事例について、取組内容や取組が持続している要因等を明確にし、ホームページ等で発信することで人権の視点で取り組む住民主体のまちづくりを促進します。

④ 人権のまちづくりの人材育成を行う学びの場づくり

人権のまちづくりを進める人材を育成するため、地域で学べる環境づくりを進めます。また、まちづくりを行う住民の代表が、人権のまちづくりについて学べる機会を提供します。

## 3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

① ユニバーサルデザインの意識づくり

ユニバーサルデザインの考え方が県民に浸透するよう、地域におけるユニバーサルデザインの意識づくりを促すと同時に、子どもからユニバーサルデザインの意識が育まれるよう学校出前授業を実施するなど啓発を進めます。

また、「おもいやり駐車場利用証制度」について、さまざまな広報手段や多くの人が集まるイベント等で実施する啓発活動により、利用証が必要な人をはじめ広く県民等への周知を促すと同時に、事業者等に対し「おもいやり駐車場」の設置を促進し、地域でのユニバーサルデザインのまちづくりの意識の高揚を図ります。

② 安全で自由な移動や安心して快適な施設利用ができる環境づくり

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園等を整備します。

③ 施設整備を担う人たちへの啓発等

さまざまな施設を、全ての人に使いやすいものにするために、施設整備や管理を担う人たちに対して、「UD条例」の整備基準の研修やユニバーサルデザインの考え方等についての啓発を行います。

④ わかりやすい情報の提供のための意識づくり

誰もが必要な情報を入手できるよう、印刷物等を作成する場合において「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って、情報を発信していきます。

⑤ 誰もが住みよい住宅の普及

誰もが安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の整備促進に向けた情報提供等を進めるとともに、住宅のバリアフリー化に関する相談に対応できる人材を登録し、広く情報提供を行います。

## (2) 施策分野2 「人権意識の高揚」

### 人権施策 201

### 人権啓発の推進

#### 【めざす姿】

県や市町等は、人権についての正しい知識や情報等を、多様な手段と機会を通じて、県民に向けて確実に発信しています。

県民一人ひとりには、これらの知識や情報等について学習することで、人権問題を正しく理解し、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。

#### 【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】

県では、県内の人権啓発の拠点施設である三重県人権センターを中心に、広報媒体による啓発や講演会・研修会の実施のほか、人権フォトコンテストや人権メッセージの募集等、県民参加型の啓発活動を展開するとともに、スポーツ組織等のさまざまな主体と連携・協力し、啓発に取り組んできました。

しかしながら、「人権問題に関する三重県民意識調査」(2012(平成24)年度実施)の結果では、総体的に県民の人権意識の高まりがみられるものの、人権課題別の状況をみると、同和問題をはじめ、子ども、女性、外国人や障がい者等、依然として人権意識の面での課題が解消されていない状況にあります。

また、「最近5年間で、県や市町が主催する講演会や研修会に一度も参加したことがない」と回答した人の割合が77.8%となっていることから、今後、より多くの県民がより高い人権感覚を持つために、これまでの取組を見直すとともに、県民の人権に対する理解を深めるためのより効果的な手法等を検討しながら、啓発活動を進めていくことが必要です。また、地域等の実情に応じたきめ細かな啓発活動を実施するため、地域や職場等において、啓発活動を担う人材を養成する取組が必要です。

さらに、県だけでなく、国や市町、企業やNPO等、さまざまな実施主体と連携するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等、各種媒体を効果的に組み合わせ、啓発活動を総合的に展開していくことが必要です。

#### 【取組方向】

### 1 効果的な啓発活動の推進

- ① 「世界人権宣言」「人権が尊重される三重をつくる条例」等の理念・内容の普及・啓発

「世界人権宣言」及び人権に関する国際諸条約並びに「人権が尊重される三重をつくる条例」の理念、内容の普及・啓発に努めます。

- ② 人権啓発の機会の充実

県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していけるよう、より効果的な研修会・講演会等を工夫して実施し、啓発機会の充実に努め

ます。

③ 多様な手法による啓発活動の実施

広報紙をはじめ、テレビ、新聞等、広報媒体やインターネットを活用し、子どもから大人まで幅広く受け入れられる効果的な人権啓発、広報活動に取り組みます。また、企業やNPO・団体等と連携し、親しみやすく、人権を身近に感じてもらうための取組を実施します。

④ 人権啓発拠点機能の活用

人権啓発の拠点である三重県人権センターが、これまで以上に多くの県民に利用されるよう、常設展示室、アトリウム、図書室等を活用していきます。

⑤ 「差別をなくす強調月間」・「人権週間」における重点的な啓発活動の実施

「差別をなくす強調月間」(11月11日～12月10日)及び「人権週間」(12月4日～10日)において国、市町、企業等と連携して、県内各地での街頭啓発やスポット放送等の啓発・広報活動を集中的に行います。

## 2 さまざまな主体との協働による啓発活動の推進

① さまざまな主体と連携した啓発の実施

さまざまな主体の特色を生かし、連携・協働して啓発を行います。

② 地域の特性を生かした啓発活動の実施

地域の特性を生かした啓発活動を実施するため、行政機関・企業・NPO・団体等、さまざまな主体と連携を図ります。

③ 隣保館との連携による啓発活動の推進

地域に密着したコミュニティセンターとして位置づけられている隣保館との連携を図りながら、啓発活動の推進に努めます。

④ 企業・団体等に対する啓発の推進及び活動支援

関係機関との連携により企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、啓発冊子等の配布や人権啓発補助金等の活用を働きかけることにより、企業・団体等の人権意識の高揚に努めます。

## 3 効果的な啓発の調査・研究

① さまざまな主体との連携による調査・研究

市町等と連携した研修会等を通じて、県民の理解と共感が得られる啓発のあり方について、調査・研究を行います。

② 人権学習資料や啓発資料の調査・研究

県民の主体的な学びを促し、人権を尊重することの重要性を理解するための人権学習資料や啓発資料の調査・研究を行います。

## 4 啓発活動を担う人材の養成

### ① 地域において啓発活動を担う人材の養成

県内各地域の実情に応じた啓発活動を促進するため、行政機関や企業・団体等におけるトップや幹部職員、人権啓発担当者等に対して研修等を実施し、人権に関する知識や理解を一層深められるよう支援します。また、各地域で取り組む自主的な啓発活動に対して支援を行います。

**【めざす姿】**

県民一人ひとりは、学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で、生涯を通じて、発達段階や職業に応じて、人権について学んでいます。

そして、人権についての学習を通じて知識とスキルを身につけ、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。

人権教育を推進するための人材が養成されるなど、実施体制が整っています。

**【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】**

人権が尊重される社会を実現していくためには、県民一人ひとりの人権意識の高揚を図っていくことが必要です。そのため県は、さまざまな主体と協働して人権教育に取り組んできました。

学校教育においては、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を進めるため、県内の人権学習の基準を示す教材や指導資料等を作成し、活用を促しました。また、人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムの作成に取り組みました。今後も、個別的な人権問題に関わる学習活動の定着・促進を図るとともに、学校、家庭、地域等が連携するネットワークを確立していくことが重要です。

社会教育においては、地域での人権学習を推進するよう市町への支援、協力を行い、公務員、教職員、警察職員、医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者等の人権に関わりの深い職業に従事する人や企業における人権研修の充実や支援を進めました。今後も、市町の主体的な取組を促進するとともに、「人権が尊重されるまちづくり」に向けた、住民主体の人権学習のための場づくりや地域リーダーの養成等の取組をさらに充実させることが求められます。

**【取組方向】****1 学校教育における人権教育の推進****① 総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践**

「人権教育推進計画」について、子どもや保護者、地域の状況などをふまえた見直しを図り、人権教育を全ての教育活動の中で総合的・系統的に推進します。

**② 子どもの主体的な人権学習の促進**

子ども自らが、さまざまな人権問題を主体的に考える人権学習を促進し、実践行動力の育成を図ります。

**③ 人権学習教材の活用・定着と開発**

人権学習教材及び指導資料の効果的な活用方法について研究し、その活用促進を図るとともに、指導方法や教材開発等の研究を進めます。

## 2 社会教育における人権教育の推進

### ① 市町等との連携・協働

市町等と協働し、住民主体の学習活動が進められるよう支援します。

### ② 住民の主体的な人権学習の促進

子どもから大人まで、人権課題を主体的に考え、行動していくため、人権に関する知識や情報を届け、さまざまな学習機会を提供し、住民主体の人権が尊重されるまちづくりを促進します。

### ③ 家庭・地域と協働した取組の推進

学校、家庭、地域等が連携するネットワークである「人権教育推進協議会」の活動を推進し、その取組を支援します。

## 3 企業・民間団体における人権教育の推進

### ① P T A への人権教育の働きかけ

P T A に対し、人権教育の必要性を働きかけていきます。

### ② 企業・団体の人権教育の取組促進

企業や団体の主体的な人権教育の取組を促進するため、県作成の啓発冊子の配布や人権啓発補助金等の活用を働きかけるとともに、研修講師や教材等の紹介による人権研修や学習環境整備への支援を図りながら、人権の視点による活動を促進します。

### ③ 企業・団体を対象とした人権研修会の開催

県内の企業及び農林水産団体等の役職員を対象とした人権研修会や、公正採用選考等に関する事業主へ向けての各種研修会を開催します。

また、さまざまなハラスメントが人権を侵害する行為であるとの認識を企業等に普及啓発していきます。

## 4 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

### ① 県・市町職員の人権研修の推進

県職員の人権問題に関する意識の向上と問題解決力の向上に資するため、職員研修の充実を図るとともに、人権問題に関する県職員意識調査の結果をふまえた効果的な研修の実施や、市町における職員人権研修等の取組支援に努めていきます。

### ② 教育職員等の人権研修の推進

人権問題に関する教職員意識調査の結果をふまえ、研修機会の充実を図るとともに、情報の提供に努めます。

### ③ 警察職員の人権研修の推進

人権を尊重した警察活動を推進するため、職員の人権意識の向上に努めます。

- ④ 保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進  
医療事務職員や看護師等の保健・医療関係者、社会福祉関係団体や施設の職員等の福祉関係者に対する人権教育を充実します。
- ⑤ 保育関係者への人権研修の推進  
保育所保育指針に沿い、一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれる人権保育を推進するため、研修を実施します。  
また、社会の急激な変化の中で、人権保育の推進に関して児童虐待の増加、外国籍児童の増加等の新たな課題が生じており、新たな課題に対応した講座を実施します。
- ⑥ 福祉事務所職員の人権研修の推進  
福祉事務所（新任）現業職員の人権問題に関する意識の向上を図るため、職員研修を充実します。
- ⑦ 報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進  
人権問題に関する報道機関の影響力に鑑み、報道機関関係者との人権課題に関する意見交換を行います。

## 5 人材の養成と活用

- ① 人権教育のリーダー育成  
教職員をはじめとする教育関係者に研修等を行い、学校における人権教育の推進とさまざまな主体との連携を図ることができる人材を育成するとともに、その活用を図ります。
- ② 県職員の人権問題解決に必要な専門知識の習得  
人権施策を推進するため、人権啓発を推進する役割を担う職員に人権問題解決に必要な専門知識を習得させるとともに、その活用を図ります。

### (3) 施策分野3 「人権擁護と救済」

#### 人権施策 301

#### 相談体制の充実

##### 【めざす姿】

人権に関する相談に対して適切に対応できるように、相談機関相互の連携が図られ、県民一人ひとりが抱える悩みや問題について、個人情報に十分配慮し、身近で気軽に相談者の立場に立った相談を受けられる支援体制が整えられています。

##### 【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】

県では、さまざまな相談に対応するため、三重県人権センターに相談員を配置し、相談者に必要な情報の提供や、相談内容に応じ適切な専門機関を紹介するなどして、相談者が抱える問題の解決を支援しています。また、それぞれの人権課題に関わる問題に対しては、児童相談所等において各課題に対応した相談窓口を設けています。

しかし、「人権問題に関する三重県民意識調査」（2012(平成24)年度実施)の結果では、人権侵害を受けたときの対応として、「何もせず、がまんした」という回答の割合が高くなっていることから、相談窓口の一層の周知を図る必要があります。

また、実効ある相談・支援体制を充実するため、公的な相談機関と連携して相談ネットワークを構築していますが、相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じていることから、ネットワークを社会福祉関係団体やNPO等の民間の相談機関にも広げながら、連携を強化していく必要があります。

さらに、相談内容を振り返ることで、相談に内包された課題を発見し、個別の相談内容を取組の改善や新たな施策につなげていくことが必要です。

##### 【取組方向】

#### 1 相談窓口の広報と充実

##### ① 相談内容に応じた相談窓口の充実

人権に関わるさまざまな相談に関して、適切な相談が受けられるよう、相談窓口の充実を図ります。

##### ② 幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知

各種相談機関に関する情報提供について、県の広報紙やホームページ等への掲載や、ポスターやパンフレット等を活用して、わかりやすい広報に取り組みます。

## 2 相談窓口機能の強化と支援体制の充実

- ① 身近な地域で気軽に相談できるための環境整備  
相談者の身近な地域において、気軽に相談できる環境整備に努めます。
- ② 利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備  
電話やファックス、電子メール等による相談受付や、出張相談の実施等、場所や時間帯を工夫し、相談者が利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備を図ります。
- ③ 相談窓口の専門職員の確保・充実  
各種専門相談窓口における専門職員の確保、充実を図ります。
- ④ 相談内容の検討（分析）によって、各種相談に適切な対応ができる体制づくり  
人権相談事例の収集・蓄積から、相談内容の検討（分析）を行い、各種相談に対してより適切な対応ができる体制づくりに取り組みます。

## 3 相談員等の資質向上

- ① 相談員等の資質向上と専門性の確保  
相談員等を対象とした研修を実施し、資質向上及び専門性の確保を図ります。

## 4 相談機関等相互の協働・連携の強化

- ① 各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築  
県、国、市町の行政機関の連携を強化するほか、NPO等を交えた「相談員交流会」において情報交換を密にし、各種相談機関との連携を充実することにより、実効ある相談、支援体制の構築に努めます。
- ② 相談ネットワークの構築と支援体制の構築  
相談者の身近な地域での相談体制を充実していくため、相談ネットワークの構築を図ります。また、地域での対応が困難な相談に対して、広域的、専門的機能から補完・支援できる体制の構築を図ります。

**【めざす姿】**

人権侵害を受けた被害者に対して、行政的、司法的な面から救済のための制度が整備され、幅広く周知されています。

県民一人ひとりには、人権について正しい認識をもち、人権侵害が起こったときに、なすべき行動を知り、適切な対応が行われています。

**【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】**

人権が尊重される社会の実現のためには、人権侵害に対して迅速かつ的確に対応していく必要があります。国の人権擁護機関においては、人権侵犯事件に対する調査や具体的な対応が行われていますが、県においては被害者救済の視点からの強制力のある制度的な手段を持っていません。このため、国に対して実効性ある人権救済制度の確立について継続して要望してきました。

人権に関して相談しやすい相談窓口を整備し、広く県民に周知するとともに、人権侵害を受けた被害者のケアの充実を図っていく必要があります。

**【取組方向】****1 人権侵害に対応するための取組****① 人権侵害への対応のための行政等による連携と体制づくり**

さまざまな分野の人権問題に関わる人権侵害については、国、県、市町を中心とする関係機関が連携しながら、プライバシー等を考慮した情報共有、対応が図れる体制づくりを推進します。

**② 差別事象・人権侵害に対する関係機関の連携した取組**

差別事象・人権侵害が発生した場合には、国、県、市町、関係機関が連携しながら、迅速かつ的確な通報体制を整えるとともに、差別事象・人権侵害の発生に係る現場における的確な取組と、当該事象発生の原因、背景等を分析・検討し、今後の対応策を協議・検討します。

**③ 人権侵害被害者へのケア・支援と関係者への啓発**

人権侵害を受けた被害者に対して、相談やカウンセリング等、心のケアを行う支援を進めるとともに、再発の防止に向けた取組を行います。

**④ 虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実**

DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待等について、早期発見と早期対応を推進するため、相談機能の強化とともに、関係機関との連携強化を図ります。

**⑤ いじめ等を受けた児童生徒のケアと未然防止への取組**

学校に、臨床心理等の専門的知識をもったスクールカウンセラーを配置し、

教育相談活動等を行う中で、いじめ等の未然防止や早期発見に努めます。また、いじめ等の被害を受けた児童生徒に、心のケアや支援を行います。

⑥ 犯罪被害者等の精神的・経済的支援

犯罪被害者等への各種相談やカウンセリング等、心のケアによる支援を行うとともに、経済的支援を行います。

⑦ インターネット等による差別表現の早期把握・削除と防止に向けた取組

インターネット上の三重県に関連する同和問題等に係る差別表現等の早期発見・削除により、被害の拡大防止に取り組むとともに、今後の取組及び啓発に生かします。

⑧ 人権に係る相談機関の充実とネットワークづくり

各相談機関が相互に連携し、それぞれの専門性を発揮することにより救済を図ります。そのために、相談員の専門性・資質の向上を図るなど相談機能を強化するとともに、相談機関・団体等のネットワークづくりを進めます。

⑨ 人権救済制度の確立に向けた取組

国に対して、法的措置を含めた実効性のある人権救済制度の確立を求めます。人権救済制度が確立された場合、制度に沿った人権救済のための取組を推進します。

## 2 人権侵害への対応に関する啓発と広報

① 救済につながる相談窓口、制度の広報

人権侵害の現状把握、情報収集の結果をふまえ、各種広報媒体を通じて、救済につながるさまざまな相談窓口や制度等を、適切に利用できるように県民への広報を進めます。

② 差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進

差別事象や人権侵害の再発防止に向けた啓発を、関係機関が連携を図りながら推進し、人権意識の高まりにより、差別事象や人権侵害を早期発見、早期対応ができるよう取り組みます。

③ インターネットによる差別表現防止に向けた適正利用のための啓発・広報

インターネットによる差別表現の実態を把握し、内容等を分析し、メディア・リテラシー※1の向上やインターネットの適正利用を促すための啓発・広報を進めます。

④ 虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり

DVや児童虐待等に関する啓発を推進して、県民の虐待に対する意識の高まりにより、地域において虐待が早期に発見・通報される環境づくりを進めます。

\*\*\*\*\*  
※1 メディア・リテラシー  
メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的  
に読み解き、活用する能力。

## (4) 施策分野4「人権課題」

### 人権施策 401

### 同 和 問 題

#### 【めざす姿】

これまでの同和問題の解決に向けた取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、さまざまな主体が連携しながら、部落差別撤廃に向けた取組が積極的に行われています。

そして、不当な差別を許さない「人権が尊重される社会」を構築する主体として、地域が一体となり、住民自らが人権尊重のまちづくりを積極的に進めています。

#### 【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】

県では、国や市町、関係機関等、さまざまな主体と協働し、県民の人権意識を高めるための教育や啓発活動に取り組んできた結果、偏見や差別意識は解消に向かっているものの、結婚や不動産取引時における差別意識が依然として存在しているほか、個人を誹謗・中傷する差別的な言動等も発生していることから、学校教育と社会教育が一体となった人権教育、職場等における人権研修や創意工夫を凝らした人権啓発に、より一層取り組む必要があります。

また、近年では、インターネットの匿名性を悪用した掲示板サイトへの差別的な書き込みが発生していることから、必要な法制度の整備とともに、関係機関と連携した監視や、未然防止を目的とした教育、啓発活動の推進が必要となっています。

さらに、同和問題に関する誤った意識に乗じ、企業や行政機関等に高額な凶書売りつけるなどの不当な要求を行う「えせ同和行為」の根絶に向けた取組や、教育、就労等の課題への取組も求められています。

今後は、これまでの取組の成果を継承・発展させながら、国、県、市町、関係機関等さまざまな主体が一層連携し、人権意識の高揚と定着を図る効果的な教育活動・啓発活動等を積極的に進める必要があります。

#### 【取組方向】

##### 1 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 同和問題の解決に向けた正しい理解が県内に広く定着していくような啓発活動の推進

同和問題の解決に向けた正しい理解と認識を深め、単に知識として理解するだけでなく、意識の変革が図られ、家庭、地域、職場等で具体的な取組ができるよう啓発活動を推進します。また、マスメディアや関係機関等との連携のもと、全ての人が人権を尊重しあうような気運を高めるための有効な啓発活動を展開します。

② 各地域における啓発活動の展開

多様な主体と連携し、地域の実情に応じた啓発活動を推進することで、同和問題の解決に向けた理解や意識の変革につなげます。

③ 地域で啓発を推進する人材の養成

行政職員や企業、各種団体、地域のリーダー等が、地域で活動しようとしている人への支援ができるような研修を実施します。

④ 企業等における公正採用選考の確保と主体的な研修の推進

企業等に対して、就職の機会均等を確保するため、公正な採用選考が図られるように働きかけるとともに、就職後においても個人の人権が尊重される職場環境の整備に向け、企業等での主体的な研修が行われるように促します。

⑤ 差別事象への対応と啓発への活用

同和問題に係る差別事象については、行政、関係機関等が連携し、解決に向けた取組を推進します。また、明らかになった問題点を今後の啓発に生かすように努めます。

⑥ 「えせ同和行為」排除に向けた取組

えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける大きな要因になっていることから、国、県、関係機関等が、情報交換をはじめ、その対応及び啓発等について協議を行い、連携を密にしながら取組を進めます。

## 2 同和問題の解決に向けた教育の推進

① 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展

学校教育においては、子ども一人ひとりが同和問題の解決に向けた正しい理解と認識を深め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、人権教育の充実に努めます。

② 学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実

学校や地域で、同和問題の解決に向けた教育を推進するため、校種を越えた連携を進めるとともに、学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実に努めます。

③ 実践力の向上をめざした教職員や指導者の育成

学校における人権教育の推進状況等の実態把握を進めるとともに、教職員の積極的な姿勢の確立と実践力の向上をめざした研修の充実に努めます。

④ 社会教育における住民による主体的な活動支援

社会教育においては、住民一人ひとりが同和問題の解決に向けた正しい理解と認識を深め、人権意識を高められるよう支援します。

### 3 学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり

#### ① 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組

就労の機会確保に向け、公正採用選考システムの確立が図られるよう、国が設置を促進している「公正採用選考人権啓発推進員」に対する研修等に取り組むとともに、採用後においても、個人の人権が尊重され安心して勤務できる環境整備を進めます。

また、就労促進等のための技能習得支援を進めるとともに、小規模事業者に対する経営指導により、経営の改善を図ります。

#### ② 子どもの健全な育成のための取組

子どもの健全な育成及び配慮が必要な子育て家庭への支援のため、保育士の加配など保育内容の充実等を図ります。

また、学校、家庭、地域が連携して、子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図るための取組を進めます。

### 4 同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進

#### ① 住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進

同和問題をはじめとする人権啓発を推進するため、隣保館が、地域社会全体の中で住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティーセンターとして十分機能が果たせるよう、隣保館が行う相談、広報・啓発、地域交流等の各種事業を促進します。

#### ② 人権尊重のまちづくりの取組の支援

一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの取組が促進されるよう、住民組織等の自主的な研修の支援を行います。

### 5 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

#### ① 三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進

三重県人権センターを拠点とした相談機関のネットワークの連携を推進し、人権問題に関する相談機能の充実を図ります。

#### ② 隣保館における相談活動等の支援

地域における相談体制等の強化を図るため、隣保館が行う生活相談、社会福祉等に関する総合的な活動の支援に努めます。

#### ③ インターネットによる差別表現の早期把握と防止に向けた対応

インターネットによる差別表現の広がりを防止するため、モニタリング活動に取り組み、把握した内容の分析を行うなど、インターネットの適正利用を促すための取組を進めます。

**【めざす姿】**

学校、家庭等、地域社会が連携を深め、子どもたちと共に学び、共に遊ぶ中で、全ての県民は子どもが権利の主体として尊重される存在であることを理解し、人権を擁護しています。

子どもが自らの意思が尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。

**【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】**

県では、子どもの育ちを支える地域づくりを進めるため、「三重県子ども条例」を制定し、さまざまな機会を通じてその普及啓発に取り組みました。2010(平成22)年に策定した、「第2期三重県次世代育成支援行動計画」に基づき、子どもや子育て家庭を支える地域社会づくりを推進してきました。また、少子化対策と子ども施策を総合的に推進する「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しました。

児童虐待相談への対応力を強化するため、児童相談センターの組織体制の強化、児童相談所職員の増員、専門性向上のための研修の実施等に取り組みました。また、若年層における児童虐待を未然に防止するために、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携した取組を行いました。

いじめの未然防止を図り、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを進めるため、子どもたちの問題解決能力を育成する取組や、小・中学校及び高等学校にスクールカウンセラー等を配置し、教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携してチームで学校を支援しました。

これらの取組を地域社会全体で推進するため、市町や地域のさまざまな主体との連携をより強化していく必要があります。

**【取組方向】****1 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進****① 児童の権利に関する条約を子ども、保護者等が学習する機会の充実**

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※1を人権学習教材として活用し、4つの柱である「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」について、子ども、教育関係者、保護者等が共に学習する機会を設けます。

**② 企業や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実**

子どもや子育て家庭を社会全体で支える気運の醸成、取組の促進に向けて、企業や地域等のさまざまな主体の参画による社会貢献活動の活性化を図ります。また、県では、子どもの育ちを見守り、子育て家庭を支え、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」の趣旨に沿った取組を推進

します。

### ③ 児童虐待に対する啓発活動の充実

児童虐待の早期発見・早期対応の取組を推進するためには、学校や医療機関、警察、市町等の関係機関との連携強化に加え、地域住民の理解と協力が不可欠です。「子どもを虐待から守る条例」に基づき、毎年11月の子ども虐待防止啓発月間を中心に、虐待防止についての関心と理解を深める啓発を行います。

## 2 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進

### ① 「三重県教育ビジョン」、「三重県人権教育基本方針」等に基づいた人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進

人権問題を自らの課題としてとらえ、人権文化創造の主体となるための意欲、態度、実践力を育てます。また、一人ひとりの自己実現につながる進路・学力保障に取り組みます。

### ② 三重県人権保育基本方針等に基づいた豊かな人間性が育まれるような保育の推進

一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれるよう「三重県人権保育基本方針」及び「三重県同和保育基本方針」に基づき人権課題に係る研修を行うとともに、家庭環境に配慮を要する児童が多い保育所に加配保育士を配置し、きめ細かい健康管理や保護者への指導援助を行うなど人権保育を推進します。

### ③ 発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実

地域の関係者、家庭、学校との連携により発達障がいに対する理解促進を図ります。また、支援ツールを活用し発達障がい児の早期発見に努めるとともに、一人ひとりの児童に合った途切れのない支援を行います。

## 3 子どもの権利擁護の推進

### ① 家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化及び相談体制のネットワーク化に向けた取組

家庭や地域住民と学校、児童相談所、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーの配置、学校、児童相談所、児童養護施設、医療機関、警察等による相談体制のネットワーク化を図り、児童虐待や貧困等、さまざまな生活背景を持つ子ども一人ひとりの課題に対応します。

### ② いじめをなくす取組

いじめ等の子どもの人権に関わる問題を解決するため、個性や差異を尊重する意識や態度の育成をめざす学習を進めます。また、いじめ実態調査等をもとに現状を把握し、早期に対応していくことにより、被害児童生徒のケアとともに加害児童生徒への適切な指導及び支援を行い、再発防止に取り組みます。

### ③ 児童虐待防止と社会的養護の推進

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもの人権が守られる相談体制の充実に取り組みます。

また、被虐待児童等社会的養護を必要とする子どもが、「三重県家庭的養護推進計画」(2015(平成27)年度～2029(平成41)年度)に基づき、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託や小規模グループケア化の推進を図るとともに、家族再生・自立支援に取り組みます。

## 4 子どもの健やかな成長のための環境づくり

### ① 相談窓口の整備充実等の子育てを支えるための施策の推進

子育ての悩みについての相談窓口を整備充実するとともに、学校や地域が共に子育てを支えるための施策を一層進めます。

### ② 学校と地域等の連携による活動への支援及びネットワーク化に向けた取組

地域と連携したボランティア活動を積極的に支援し、子どもの安全で安心な学習環境を整備するとともに、学校間や多様な主体のネットワーク化を図ります。

### ③ 子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進

社会環境の変化に伴い生活スタイルが多様化している中で、子どもの健全な成長を阻害するおそれのある有害環境から子どもを保護し、健全な育成を図るため、青少年健全育成条例に基づき、立入調査活動や携帯電話のフィルタリングの推進等を行います。

### ④ インターネット上の人権侵害への取組の充実

児童生徒にインターネットに関するメディア・リテラシーや情報モラルに関する教育を推進するとともに、インターネット上の人権侵害、誹謗中傷等の書き込みに係る問題解決に向けた体制づくりに取り組みます。

### ⑤ 子どもが幅広い人間性を身に付ける機会の充実

地域社会の中で、子どもがさまざまな体験を通じて、幅広い人間性や自身の将来を切り拓く力を身に付けていける機会の提供を支援します。

### ⑥ 地域社会と行政が連携した子どもが健やかに育つための環境づくり

子どもがいきいきと育ち、子育てに喜びを感じられるような社会の実現をめざして設置された「みえ次世代育成応援ネットワーク」をはじめ、地域社会全体で子どもの育ちを見守り、子育てを支えていくという趣旨に賛同する団体や企業を増やし、活発に活動できるような環境づくりを進めます。

### ⑦ 子どもの貧困対策

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られるよう、2015(平成27)年度に策定する「三重県子どもの貧困対策計画」に基

づき取り組みます。

\*\*\*\*\*

※1 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。1989(平成元)年の国連総会で採択、1990(平成2)年に発効。日本は1994(平成6)年に批准。主に子どもの「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」の4つの権利を保障するものとなっています。

**【めざす姿】**

県民一人ひとりが、個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的扱いを受けず、男女が個人として能力を十分に発揮することができる機会が確保され、生き方や価値観等をお互いに尊重しあいながら、社会の対等な構成員として、あらゆる分野でともに参画しています。

性別に基づくあらゆる暴力を許さないという意識が浸透し、女性に対するあらゆる暴力が根絶されています。また、被害者に対する相談・支援体制が整備され、女性が暴力から守られています。

**【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】**

県民一人ひとりが性別に関わらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、啓発事業や相談事業を実施するとともに、働きやすい職場環境づくりの取組が広がるよう、企業等への啓発や積極的に取り組む企業の表彰等を行ってきました。性別による固定的役割分担意識や働く場における男女の格差の解消のため、引き続き啓発等に取り組む必要があります。

女性に対する暴力に関しては、ストーカー行為やDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する法律が制定されるなどの法整備がなされ、県においても「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」に基づき、相談体制の整備、被害者の保護や自立支援等の取組を進めてきました。近年、交際相手からの暴力（デートDV※1）が若年層において発生しており、高校生等への啓発を行っていく必要があります。

**【取組方向】****1 女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進****① 女性の政策・方針決定過程への参画に向けた支援**

男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程へ共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりを推進します。県では審議会等の女性委員の割合を高めるよう取り組みます。

**② 市町、民間企業、団体等での女性参画についての理解促進に向けた啓発の推進**

市町や民間企業、団体等においても政策・方針決定過程への女性の参画について理解と協力が得られるよう啓発を進めます。また、女性のエンパワメントを促進する取組を進めます。

**③ 農林水産業・商工業等における女性の参画に向けた支援**

農林水産業や商工業等における方針決定の場への女性の参画を進めるため、地域社会での一層の理解促進を図ります。また、女性リーダーの育成や能力向上に向けた支援を行います。

#### ④ 女性の就労支援の推進

働く意欲のある女性の就労を支援するため、県内各地域においてセミナー等による女性の社会参画支援に関する情報提供や就労支援相談等を実施します。

## 2 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

① 男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進  
社会に根強く残っている「男は仕事、女は家庭」という考え方等の、性別による固定的な役割分担意識を是正し、家庭、地域、職場等で男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直しを促すため、啓発・広報活動を充実します。

② 生涯を通じた男女共同参画を推進する教育・学習の充実

性別による固定的な役割分担意識を是正し、人権意識に基づいた男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域等のあらゆる分野において、生涯を通じて、男女共同参画を推進する教育・学習を充実します。

## 3 働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

① 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進

働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性の能力活用、次世代育成支援等の取組を促進します。

② 雇用の場における男女の均等待遇に向けた普及・啓発の推進

雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法に関する普及啓発を行うとともに、男女共同参画を進めている企業等を表彰するなど、企業の取組促進を図り、雇用の場における女性の参画及び活躍を促進します。

③ 雇用の場における妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いの防止に向けた啓発

働く女性が安心して妊娠・出産し、男女で共に子育てをしながら仕事を継続し、その能力を発揮して活躍できるよう、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントを防止するための取組を進めます。

④ 育児・介護期の労働者に対する支援

男女が共に育児・介護休業制度を活用できるよう、制度定着に向けた啓発を進めます。育児・介護等の理由による離職者には、再就職にあたって総合的な支援を行います。また、多様なニーズに応じた子育てや介護の支援を充実します。

⑤ 農林水産業、商工業等の自営業における女性の経営参画の促進

農林水産業については、6次産業化等による女性起業支援等の女性農業者の能力開発と、若者が農業参入して、家事・育児をしながら働きやすい環境づくりのためのワークショップ等の取組を通じて、女性の経営参画を促進します。

また、商工業については、商工団体の女性部等への活動支援を通じて、女性の経営参画を促進します。

⑥ 性や妊娠・出産に関する正しい知識の教育、普及・啓発及び健康対策の充実に向けた取組

性や妊娠・出産に関する正しい知識の教育、普及・啓発を行うとともに、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう健康対策を充実します。

#### 4 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

① あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携の強化及び相談体制の充実  
性犯罪、売買春、DV、セクシュアル・ハラスメント等の身体的、性的、心理的なものを含むあらゆる暴力から女性を守るために、配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、警察、国、県、市の福祉事務所等の行政機関、司法、女性の保護・支援にあたる社会福祉施設等の関係機関が情報共有を行い、相談支援体制の充実を図ります。

② 暴力を許さない意識の醸成及び暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組

DVをはじめとする女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成を図るとともに、こうした暴力が人権侵害であるとの認識を普及するための啓発を行います。また、若年層の暴力を防止することが、将来的なDVの未然予防にもつながると考えられることから、デートDV防止のための啓発等を推進します。

③ DV被害者の保護及び自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進

配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）をはじめ保健・福祉・医療・警察・NPO等の関係機関相互の連携を強化しながら、相談や心理的支援、被害者等への自立支援を行い、必要に応じて一時保護や施設入所等の支援を行います。また、被害者の子どもの支援にも努めます。

④ 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

人権尊重や男女共同参画を推進する視点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。また、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等の防止に向けた取組を推進します。

\*\*\*\*\*

※1 デートDV

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」が配偶者や同居のパートナーからの身体的・心理的暴力等をさすのに対し、「デートDV」は主として若年層における交際相手からの暴力等をいう。身体的な暴力だけでなく、束縛などの精神的な暴力、性的な暴力などさまざまな形での暴力がある。

**【めざす姿】**

障がいのある人もない人も同じ社会の構成員として、互いの人権を尊重しあい、障がいのある人自らが生きていくことに誇りをもち、夢や希望を抱くことができる社会、地域でともに暮らす共生社会が実現しています。

また、住み慣れた地域で自分らしく豊かに暮らしたい、働きたいと願う障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを身近に受けられる環境のもと、地域の中で社会参加、参画しながら、いきいきとした生活を送っています。

**【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】**

県では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を基本理念とした、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づいて、障がい者の雇用促進や、権利の擁護、地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組等、総合的かつ計画的に施策を展開しています。

障がい者雇用の促進については、ステップアップカフェ※1の開設のほか、障がい者就職面接会の実施や企業訪問等をとおして、事業主への支援を行うとともに、障がい者の態様に応じた実習訓練を充実させるなど、雇用の場の拡大に取り組んできました。今後も、障がい者が地域社会の中で働くことを通じて自己実現を図り自立した生活ができるよう、就労に向けた実習訓練や職場定着支援、社会的事業所の創設、運営支援等の多様な就労先の確保等、総合的に取り組んでいく必要があります。

また、権利の擁護に関しては、障害者差別解消法及び障害者虐待防止法の施行を受け、障がい者等からの相談に応じて紛争の防止や解決を図るための体制整備や専門性の強化等を図る必要があります。

さらに、地域生活への移行と地域生活の支援については、地域生活に向けた意欲を喚起するとともに、地域における暮らしや日中活動の場や生活全般にわたる福祉サービス等の確保、ニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制の整備等、障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくりを進めることが必要です。

障がいのある子どもの教育については、「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づいたインクルーシブ教育システム※2構築のための特別支援教育を推進する必要があります。

**【取組方向】****1 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進**

① 障がいに関する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進

障がいに対する正しい理解と障がいのある人の人権についての理解を促進するため、市町や関係団体と連携し、各種広報や集会等の機会を利用して、県民意識の向上を図るための普及・啓発活動を進めます。

また、精神障がいに対する誤解や偏見が、精神障がいのある人の社会での自

立や就労の促進、福祉サービスの充実等を進める上での大きな阻害要因となっていることから、県民に対する正しい知識を普及するとともに、精神障がいのある人と地域住民との交流等を通じて啓発に努めます。

## ② 障がいに関する人権教育等の推進

これからの社会を担う子どもたちが、障がいに関する理解を深められるように、学校においてバリアフリー体験等による体験的な学習をとおして、障がいのある人の人権や社会のありようについて考える取組等を進めます。

また、障がいのある児童生徒に開かれた学校となるように、環境の整備を進めます。

## 2 障がい者の社会参加、参画の環境づくり

### ① 障がい者の社会参加が促進される基盤づくり

障がいのある人がさまざまな社会活動に参加できるように、社会参加の促進に向け、その障壁を取り除くため、障がいの状態や特性に応じた情報・コミュニケーション支援や、施設や公共交通等におけるバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくりに取り組めます。

また、障がいのある人がいきいきと充実した生活を送れるよう、スポーツ・文化活動への参加機会の充実、確保に取り組めます。

### ② 障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現

障がいのある人の働く意欲や能力、適性に応じた就労の場を確保し、障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現をめざします。また、障がい者の就労への理解の促進、実習訓練や職場実習の機会の確保、福祉的就労に加え、多様な働き方による一般就労への移行支援、職場における合理的配慮の周知等職場定着に向けた支援の取組を進めます。

## 3 障がい者の権利擁護の推進

### ① 障がいを理由とする差別の解消

障がいを理由とする差別を解消するため、行政職員等の対応要領を定め、行政サービス等における不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組むとともに、障害者差別解消法の普及・啓発を進め、各省庁が策定する事業者向けガイドラインなどにより、民間事業者の取組を促進します。また、国、県、市町の相談窓口において、障がい者等からの差別に関する相談に的確に応じるとともに、「三重県障がい者差別解消支援協議会（仮称）」を設置し、紛争の防止や解決を図るための体制整備に取り組めます。

### ② 障がい者虐待の防止

虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、専門家チームの活用や関係機関との連携により、市町への支援や事業所の指導及び専門性の強化に取り組めます。

### ③ 権利擁護のための体制の充実

成年後見制度※3の利用が必要であるにも関わらず、さまざまな理由で利用できない障がい者等を支援し、地域で安心して生活が送れるよう、行政職員等を対象に、成年後見制度の利用促進に関する研修等を実施します。

## 4 地域生活への移行と地域生活の支援

### ① 地域生活への移行と地域生活の支援

福祉施設入所者や長期入院精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、障がい者本人の意欲を喚起する働きかけを行うとともに、外部の支援者との関わりの確保に取り組みます。また、グループホーム※4等の居住の場や日中活動の場の確保、地域生活を支える福祉サービスの充実等、一人ひとりの障がいの状態に応じた支援体制の構築に取り組みます。

### ② 地域生活への移行を支える相談支援体制の整備

障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスをはじめとするサービスの適切な利用を支えるとともに、障がい者のニーズにきめ細かく対応できる相談支援体制を整備します。

## 5 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

### ① 障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した支援の推進

幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校※5間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルカルテの活用を促進するとともに、支援体制の充実を図ります。

### ② 特別支援学校のキャリア教育の推進

特別支援学校卒業後も地域の中で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ります。

### ③ 交流及び共同学習の推進

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが、可能な限り同じ場で共に学ぶことができるよう、交流及び共同学習を進めます。

\*\*\*\*\*

#### ※1 ステップアップカフェ

障がい者が一般就労に向けてステップアップできる実習や訓練の場となるとともに、障がい者がいきいきと働く姿を発信し、企業や県民の理解を深めていくことをめざし、県が関係機関と連携し設置したカフェ。運営は県が公募により選定した民間事業者が担う。

#### ※2 インクルーシブ教育システム

2014（平成26）年に、日本が批准した障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能

力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より）

※3 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、家庭裁判所に選任された援助者が契約の締結等を本人の代わりに行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるなど、これらの人を不利益から守る制度。

※4 グループホーム

障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

※5 特別支援学校

特別支援学校は、対象となっている5種類の障がい種別（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱）及びこれらの重複障がいに対応した教育を行う学校。

**【めざす姿】**

家庭や地域社会においては、高齢者との交流の場を大切にし、一人ひとりが、人生の最期まで個人として尊重され、生きていることの尊さを共感しあい、互いを認めあう人間関係ができています。

そして、全ての人が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解しています。

また、全ての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。

**【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】**

高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる三重をめざし、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき取組を進めています。

高齢社会を迎えている今、高齢者が地域の担い手として活躍することにより、地域の支え合いが推進されることや、社会の中で役割を持ち、生きがいを感じることで、自らの介護予防にもつなげていくこと等に期待が寄せられています。

一方、少子・高齢化に加え、核家族化等によって、家族だけで高齢者の介護等を担うことが困難となっているため、地域支え合い活動の立ち上げ支援、地域活動の拠点整備等の支援に取り組んだ結果、高齢者等を地域で見守るなど日常的に支え合う体制づくりが構築されましたが、今後さらに高齢化が進行することから、さまざまな主体による日常的な支え合い活動を促進していくことが必要です。また、高齢者に対する身体的虐待や心理的虐待等の問題が深刻化しており、詐欺行為等消費生活上の被害も増加していることから、こうした問題への早急な対応が求められています。

さらに、認知症高齢者については、今後増加し続けると推計されており、認知症の早期発見・早期診断と適切なサービスが提供され、みんなで認知症の人とその家族を支え、見守るとともに、認知症の人の社会参加、参画を促進し、共に生きる地域を築いていくことが必要となっています。

**【取組方向】****1 高齢者の社会参加、参画の促進と交流****① 老いや介護に関する正しい理解の普及**

家庭や地域社会において、福祉関係団体等との連携を図りつつ、高齢者と若い世代との交流を深めて、老いや介護に関する正しい理解の普及や相互扶助の意識の醸成に取り組めます。また、学校においても、交流活動等を通じて、高齢者に対する理解を深めます。

## ② 文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備

高齢者が健康で生きがいをもっていきいきと生活できるよう、文化、スポーツ、地域活動等多様な活動への参加を支援し、高齢者の社会参加、参画を推進していきます。

さらに、高齢者が自由に行動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園等におけるバリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。

## ③ 多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化

高齢者の就業ニーズの変化・多様化に対応し、多様な就業機会を確保するため、シルバー人材センターの機能拡充に向けた支援を行います。

## 2 高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進

### ① 地域包括ケアシステムの構築と介護保険サービス提供基盤の整備の推進

高齢者が安心して地域や自宅で暮らし続けるため、医療・介護・福祉等が連携した地域包括ケアを推進します。また、中重度の要介護者の増加に対応するため、特別養護老人ホーム等の施設整備を進めていきます。

## 3 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

### ① 質の高い介護サービス提供への取組

福祉サービスの利用者が質の高いサービスを適切に選択できるよう、事業者支援、情報公表、事故対応、適正化事業を推進します。

### ② 福祉人材の安定的確保

福祉・介護現場における必要な人材の確保を図るため、求人と求職のマッチング支援等に取り組むとともに、就労を希望する者等に対する研修機会を提供し、人材の育成と就労、定着を支援します。

### ③ 健康づくり活動の展開と効果的な介護予防事業の実施

高齢者が健やかで心豊かに生活できるよう、健康づくりに携わるさまざまな関係者と連携して、健康づくりのための環境整備に取り組みます。また、要介護状態等になることを予防、または、状態が重度化することを予防・阻止するため、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防事業を推進し、日常生活の活動を強化したり、家庭や社会への参加を促したりしていきます。

## 4 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

### ① 高齢者虐待の防止と適切な対応

高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者に対する迅速かつ適切な支援を行うため、市町をはじめ関係機関との連携の強化等に取り組みます。また、市町等の関係職員を対象とした研修会等を開催し、高齢者虐待についての正しい知識や対応についての普及啓発に取り組むとともに、地域での見守りや高齢者虐待

の早期発見につなげるための仕組みづくりを支援します。

② 認知症総合対策の推進

認知症の人と家族が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、認知症の人の思いや支援ニーズを的確に把握し、気持ちに寄り添う支援を提供していきます。また、医療、介護、地域の多様な人的資源・社会資源がつながり合い、認知症の初期から切れ目なく、認知症の人と家族を支えるための総合的な対策を進めていきます。さらに、若年性認知症について、一人ひとりの状態に応じた適切な支援を提供していきます。

**【めざす姿】**

外国人住民が、教育、医療、就労等の生活面に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観等が尊重され、地域の活動や方針決定等へ参加・参画しています。

日本人も外国人住民等も、文化や習慣、価値観の違い等の文化的背景の多様性を互いに認めあい、共に地域社会の一員として尊敬し、差別や偏見のない環境のもとで、安心して暮らせる地域社会づくりを進めています。

**【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】**

外国人住民が日本で生活していく上で必要な行政や生活に関する情報の多言語によるホームページでの提供や説明会の開催、多言語によるパンフレットの配布等により外国人住民のニーズに応えた情報提供を行いました。

外国人住民の生活全般や労働に関する相談に対応するため、多言語による相談窓口を開設したり、医療通訳の普及に向けて人材育成に取り組んだりして、外国人住民が安心して生活できるよう取組を進めました。

外国人児童生徒に対しては、就学状況の把握に取り組むとともに、初期の適応指導や市町が設置する日本語指導が必要な子どものための初期適応指導教室の取組への支援を行いました。

しかし、外国人住民が永住者として在留する割合が増加傾向にあることから、教育、医療、就労、防災等のさまざまな場面で課題が複雑化・多様化しています。外国人住民が安心して地域社会の一員として暮らせるようにするためには、外国人住民が抱える課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。また、外国人児童生徒の日本語指導や学習支援の充実が必要です。

**【取組方向】****1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進****① 多文化共生への環境づくり**

国籍や民族等の異なる人びとが、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会の構成員として安心して共に生きていける多文化共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して、啓発を行います。

また、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」

※1の普及に向けて、東海4県1市と地元経済団体等と連携して取り組みます。

**② 国際理解教育及び国際理解等に関する啓発の推進**

国籍や民族等の異なる人びとが、学校や職場等の社会のさまざまな場面においてお互いの違いを尊重し合い、学び合い、相互に協力する雰囲気を作り、異文化理解や地球的視野の拡大、人権感覚の涵養等、国際理解教育及び国際理解

等に関する啓発を一層進めます。

③ 外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進

外国人住民が、日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会的背景、現状等についての学習・啓発を進めます。

## 2 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援

① 外国人労働者の相談窓口の充実

外国人労働者に対する相談体制を充実し、労働に関するトラブルの未然防止に努めるとともに、労働委員会等のあっせんを紹介するなど、外国人労働者からの相談に対応します。

② 外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備

外国人住民が地域で安心して生活するためには、疾病等の予防とともに、円滑に医療を受けられる環境の整備が重要です。そのため、保健、医療、医療保険等の制度や仕組みを周知するとともに、市町・NPO等と連携して医療通訳制度の利用促進に取り組むなど、外国人住民が利用しやすい環境づくりを促進します。

③ 外国人住民への情報提供、相談窓口の充実

多言語による生活情報をインターネット上に掲示するなど、外国人住民が地域で安心して生活できるよう情報提供の充実を図ります。また、外国人住民のさまざまな相談に対応するため、少数言語も含めた多言語による相談窓口を設置します。さらに、外国人住民とのコミュニケーションの促進を図るため、日本語学習機会の提供や、必要な情報をわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図ります。

④ 外国人住民の居住の安定確保に関する支援

高齢者、障がい者、子育て世帯等住宅の確保に特に配慮を要する人（住宅確保要配慮者）の賃貸住宅への円滑な入居のため、多様な主体が連携して事業を実施する「三重県居住支援連絡会」を活用し、外国人住民の住居確保のための情報提供等の支援を行います。また、外国人住民が、地域の生活ルールを学ぶ機会を増やし、地域住民との相互理解が促進されるよう働きかけます。

⑤ 外国人住民への防災に関する支援

災害発生時に備えて、外国人住民への防災啓発や災害情報伝達体制の整備、被災した外国人住民を支援するボランティアの育成等の支援を行います。

## 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

① 外国人住民による行政への参画の促進

外国人住民の意見を行政に反映させていくため、外国人住民の各種審議会委

員等への登用等、さまざまな機会をとらえ外国人住民の意見を行政に反映させやすい仕組みをつくっていきます。

② 外国人児童生徒への教育支援

市町教育委員会や学校等と連携して、初期適応指導の充実を図ります。また、外国人児童生徒が在籍する学校等への巡回指導員の派遣や、電話等による教育相談窓口を設置するなどの支援を行います。さらに、就学に関する情報不足や保護者の不安定な生活環境等のさまざまな理由で、外国人児童生徒が不就学等とならないよう取り組みます。加えて、「外国人の子どもに向けたキャリアガイド」(多言語による職業案内)や先輩たちのメッセージを紹介する「キャリアガイドDVD」を活用し、外国人児童生徒の進路支援を行います。

③ 学習内容・指導方法及び教材の開発・普及、研修の充実

外国人児童生徒への日本語指導や国際理解教育等に関する学習内容・指導方法の充実に努めます。

注：外国人に関する表記について

「外国人住民」、「外国人児童生徒」という言葉は、本来外国籍の住民等を意味しますが、本行動プランでは日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある住民や児童生徒も含めて使用しています。

\*\*\*\*\*

※1 外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

東海地域(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市)の経済を支える外国人労働者の適正雇用に関し、経済界、企業グループ全体で取り組んでもらうとともに、定住化、永住化が進む外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共生できるような環境整備等にも自主的に取り組んでいただく契機とするため、東海三県一市(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市)は地元経済団体の協力を得て、2008(平成20)年1月に策定しました。

## 患者等

(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等)

## 【めざす姿】

医療現場において、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われています。

県民が病気について正しく理解し、患者（元患者）の人権が尊重されています。

患者（元患者）への支援体制が整備され、患者（元患者）が安心した生活を送っています。

## 【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】

三重県医療安全支援センターにおいて、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築のため、医療に関する相談対応を行うとともに、医療従事者を対象に医療安全に関する研修会を開催するなど医療安全に関する情報提供、意識啓発を行いました。

HIV感染症・エイズ、ハンセン病、難病※1等に関する正しい知識を普及・啓発し、患者への偏見や差別の解消を図りました。

ハンセン病元患者に対しては、名誉回復のための啓発や療養所訪問や里帰り事業等を実施しました。

難病患者に対しては、関係医療機関が連携して医療体制の整備を図るとともに、三重県難病相談支援センターで行う相談や啓発を通じて、患者と家族の支援を行いました。

引き続き、患者（元患者）が安心して生活が送れるよう、啓発や相談等の取組を進めていく必要があります。

## 【取組方向】

## 1 患者本位の医療体制づくりの推進

## ① インフォームド・コンセントの推進

患者が医師との信頼関係に基づき納得した上で治療が受けられるように、医師が患者に診療の目的や内容等について適切な説明をするインフォームド・コンセントや、主治医の診断、治療方針に対して他の医師に意見を求めるセカンドオピニオンについて、三重県医療安全支援センターにおける相談対応等を通じて、医療機関の取組を促進します。

## ② 患者本位の切れ目のない医療提供体制の構築

県民が安心して、住み慣れた地域で急性期から回復期、在宅療養に至るまで、切れ目なく必要な医療を受けられるよう、地域医療構想の実現に向けた取組を通じ、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を推進するとともに、あわせて在宅医療、地域包括ケアシステムとの連携を進めます。

③ 医療情報の提供による医療機関の適切な選択の支援

県民が、自ら希望する医療サービスを受けるために医療機関を適切に選択できるように、インターネット等を通じて医療機能情報をわかりやすく提供します。

④ 医療従事者への啓発の推進

患者本位の医療の普及啓発の観点から、医療従事者に対して、人権に関する研修を行います。

## 2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

① HIV感染症・エイズに対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

関係機関が連携して広域的な啓発活動の推進を図り、「HIV検査普及週間」（6月1日～7日）や「世界エイズデー」（12月1日）等の取組のほか、年間を通じて、HIV感染症・エイズについての正しい知識の普及・啓発に努めます。

② ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

ハンセン病についてのパネル展を開催するなど、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動に努めます。

③ 難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

難病患者やその家族の不安の解消を図り、難病についての正しい理解の普及・啓発に努めます。

## 3 医療・生活支援体制の充実

① 医療相談体制の充実

患者の医療に関するさまざまな悩みや不安に応えるため、医療相談体制の充実に努めます。

② HIV検査体制・エイズ相談及び患者への医療・社会生活支援の充実

感染の心配のある方には無料・匿名での相談・検査を保健所で実施します。また、エイズ治療拠点病院等の医療体制の充実に努め、患者が適切に医療や介護サービス等を利用できるように、社会生活支援に努めます。

③ ハンセン病元患者のための療養生活の支援

ハンセン病元患者が療養所においても安心して暮らしていけるよう、定期的な訪問、里帰り事業等さまざまな支援活動を実施します。

④ 難病患者への医療・生活支援

三重県難病相談支援センターや保健所等において、病気に関するさまざまな問題や悩みの相談支援や情報提供を行うとともに、家庭訪問・患者交流会や講演会等を実施し、地域における支援体制の充実に努めます。また、県難病相談支援センターでは、難病患者の就労支援や小児慢性特定疾病児等の自立支援にも努めます。

\*\*\*\*\*

※1 難病

難病の患者に対する医療等に関する法律(2014(平成 26)年、法律第 50 号)では、発症の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとして

**【めざす姿】**

犯罪被害者とその家族等が、自らが受けた精神的・身体的・経済的被害等のさまざまな負担を克服し、権利と利益を擁護されるための制度、社会環境が整っています。

**【現状と課題（第二次行動プランの取組を踏まえて）】**

県は、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと協働して、犯罪被害者やその家族等の人権擁護に関する啓発活動を実施するとともに、犯罪被害者等を対象とした相談対応を行いました。

DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の公営住宅への入居の配慮等、行政や関係団体等が横断的に支援を行う体制づくりを整備するとともに、これらの犯罪被害者等が利用できる、さまざまな支援内容を冊子にまとめ、市町や関係機関等に配布しました。

犯罪被害者等の人権問題について、「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）を中心に、啓発活動を展開しました。

犯罪被害者等は、犯罪による精神的苦痛だけでなく、身近な人の不用意な言葉による二次的被害を受けることもあるほか、犯罪報道により名誉毀損、プライバシー侵害等の問題も発生しています。

さらに、性犯罪、性暴力を受けた被害者は被害を誰にも相談できず、社会からの孤立を余儀なくされる場合もあることから、県では女性の相談員による電話相談や医療機関の紹介等、総合的な支援体制（ワンストップ支援センター）として「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置し、取り組んでいます。

**【取組方向】****1 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進****① 関係機関相互や民間団体との連携推進**

犯罪被害者等の権利や利益の保護のため、関係機関や公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする民間団体との連携により総合的に施策を進めます。

**② 相談窓口の充実と広報の実施**

犯罪被害者等からの相談を受け付ける各種相談窓口の充実を図るとともに、関係機関や公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする民間団体と連携し、県民に広報を行います。

**③ 犯罪被害等の早期軽減**

犯罪被害者等が将来にわたって深刻な精神的打撃を被ることを防ぐとともに

に、犯罪被害等からの立直りを支援するため、関係機関や公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする民間団体と連携し、犯罪被害の発生直後から犯罪被害者等の支援が継続的に行われるように取り組みます。

## 2 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進

### ① 幅広い啓発と情報提供

犯罪被害者等が日常生活、または、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の人権問題について、幅広い啓発活動や支援に関する情報提供を推進します。

### ② 犯罪被害者等による講演等を取り入れた研修会の開催

広く公務に従事する職員等を対象とした研修会を開催し、各種研修会において犯罪被害者等による講演等を取り入れ、職員の意識向上を図ります。

### ③ 積極的な広報啓発活動の推進

犯罪被害者等の支援やその意義が、地域や世代を問わず広く社会に周知されるよう、関係機関や公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする民間団体と連携し、さまざまな機会を利用して広報啓発活動を行います。

## 3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

### ① 各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援

犯罪被害者等は、加害者はもちろん身近な人の不用意な言葉からも大きな精神的ダメージを受けることから、受けた精神的ダメージを克服し元の社会生活が営めるよう、各種の相談やカウンセリングによる精神的ケアの支援を行います。

### ② 犯罪被害者への経済的支援

犯罪被害者等は、犯罪による収入の途絶や入院による治療費、精神的ダメージによる就労不能等、さまざまな理由による経済的被害を受けますが、加害者からはその被害を回復できない場合も多くあることから、そのための経済的支援を行います。

### ③ 犯罪被害者等の安全確保

犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護施設による保護等の対策を行います。

### ④ DV被害者への県営住宅入居の配慮

要件を満たしたDV被害者に対し、県営住宅への入居について配慮を行います。

**【めざす姿】**

インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。

県民一人ひとりは、情報の収集・発信が簡易にできるインターネットの利便性や、発信者の匿名性や情報発信の簡易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、人権感覚をもって、適切にインターネットを活用しています。

プロバイダ等は、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報の保護やインターネット上での差別事象・人権侵害に対して積極的に対応し、そのための関係機関との連携が行われています。

**【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】**

インターネット上において、個人等に対する誹謗・中傷や差別を助長、扇動する内容の書き込みが発生しており、それに対する取組は緊急性を要する課題となっています。また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※1におけるいじめや誹謗・中傷等も起こっていることから、子どもが人権侵害や犯罪に巻き込まれる危険性も高まっています。

県は、さまざまな主体と協働して、インターネット上の差別的な書き込みや個人の誹謗・中傷等の人権侵害についてネットモニタリングを実施し、差別書き込みの早期把握に努めるとともに、発見した書き込みに対して関係機関や人権擁護機関へ連絡し、削除要請するなど被害の拡大防止に向けて取り組んできました。

これらの活動が、地域で自発的に展開されていくことを目的として、「ネットモニターリーダー養成講座」や、SNS等における人権侵害の発生に周囲の人が気づくための「インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座」をそれぞれ開催してきました。また、インターネットの特徴、モラル等を理解するための広報や啓発冊子を作成し、配布・啓発も行いました。

学校では、人権学習教材等の活用や、生徒自身が自分たちでネット問題について考える機会を設け、ネット社会を生き抜く力を育成するとともに、保護者や教育関係者も対象とした啓発に取り組み、学校、家庭、地域が協力して、子どもを見守る体制の整備を図る必要があります。

**【取組方向】****1 インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり****① インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握**

インターネット上の掲示板等において、個人を誹謗・中傷する書き込みや悪質な差別表現の書き込みが多発していることから、これらを早期発見・把握するためのモニタリングを継続し、拡散防止に取り組めます。

② インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組

インターネットの匿名性を利用した人権侵害やプライバシーの侵害事案に有効な対応が図られるよう国に働きかけるとともに、差別的な書き込み等について、プロバイダ等に対して削除要請等を行います。

また、地域における人材養成や相談担当者等への研修を通じて、SNS環境の中で起こる人権侵害に対しての取組体制づくりを進めます。

## 2 インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

① インターネット上における人権尊重の意識を高める啓発の推進

インターネット等を悪用した人権侵害やプライバシーの侵害等が発生していることから、インターネット上でも人権を尊重するために、メディア・リテラシーの重要性や、インターネットの適正利用についての啓発を推進します。

② インターネットの特徴と正しい理解、利用、モラル等についての教育の推進

学校におけるネットモラル教育の推進や教職員の情報モラル指導に関わるスキルの向上等、インターネットを正しく活用するための環境づくりを進めます。

また、保護者を対象とした啓発や、学校と家庭が連携して子どもを見守る体制づくりを進めます。

\*\*\*\*\*

※1 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、限られたユーザーだけが参加できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしている。

さまざまな人権課題

(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

【めざす姿】

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認めあい、自立した生活を送っています。

【現状と課題（第二次行動プランの取組をふまえて）】

さまざまな人権課題について、啓発冊子の作成や研修会・講座のテーマとして取り上げるなど、正しい理解と偏見の解消に取り組んできました。

アイヌの人びとについては、差別や偏見をなくし、民族としての誇りを尊重して、いくため、アイヌの人びとがおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態をふまえた啓発活動と学習活動を推進する必要があります。

刑を終えた人等の人権については、三重県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設等を退所した、福祉の支援が必要な高齢者や障がい者が、円滑に地域生活に移行できるよう帰住地調整支援や帰住後の定着支援を行いました。

災害時の人権については、東日本大震災をはじめとする災害により、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、避難所における障がい者、外国人等への対応等、新たな課題が明らかになり、これらの課題に対応するため、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改定し、市町におけるマニュアル策定の支援等を行いました。

性的マイノリティの人びとの人権については、啓発パンフレットへの掲載や講演会等の啓発を行い、また、県教育委員会においても学習指導資料を作成、配布しました。文部科学省からは性同一性障がいの児童生徒等に対する具体的な配慮事項が周知されました。

貧困については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」の施行、「子供の貧困対策に関する大綱」の閣議決定等がなされました。これらに則って、生活困窮者への支援を行っていくとともに、いわゆる貧困の連鎖が起こらないように取組を行う必要があります。

ホームレスについては、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果によると、県内のホームレス数は年々減少していますが、今後もホームレスに対する偏見や差別意識をなくすための啓発や人権相談への対応が必要です。

北朝鮮当局による拉致問題等については、ホームページでの情報発信のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）を中心にパネル展示、DVD上映、テレビ・ラジオ・広報紙による啓発等に取り組みました。拉致問題の解決に向

け、今後も啓発等を続けていく必要があります。

これらの課題とともに、新たに対応していくべき課題も含めて現状を把握し、必要に応じた取組を進めていく必要があります。

## 【取組方向】

### 1 さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進

#### ① 多様な人権課題の現状と課題認識のための取組

各種統計データや差別事象の発生状況、人権相談の状況等、社会の動向をもとに、さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組を行います。

#### ② 自殺やニート・ひきこもり等、人権と密接に関わる社会問題への取組

- ・人権と密接に関わる社会問題については、人権尊重社会の実現にとって大きな課題ととらえ、その動向を把握するとともに、取組について検討していきます。
- ・矯正施設等を退所した、福祉の支援が必要な高齢者や障がい者については、三重県地域生活定着支援センターが保護観察所と連携しながら、社会復帰を支援し、再犯防止対策を進めていきます。
- ・自殺未遂者、自死遺族等については、適切な支援が提供されるよう、情報収集や情報提供、普及啓発、人材育成等を実施するとともに、市町・NPO・関係機関等と連携して、地域の実情に応じた自殺対策を推進します。
- ・ニート、ひきこもりについては、本人や家族を対象とした悩みの相談や話し合える場の提供等に努めます。

#### ③ 性的マイノリティの人びとが自分らしく生きることができる環境づくり

LGBT※1等の性的マイノリティの人びとが生きていく上での困難な状況の解消に向け、現状と課題認識のための取組を行うとともに、課題解消に向けた取組について検討し、実施していきます。

#### ④ 生活困窮者の自立を支える取組の推進

生活困窮者の自立への支援が早期に円滑に行われるよう取り組むとともに、「貧困の連鎖」が起こることのないよう、生活困窮家庭の子どもへの生活面や学習面での支援等に取り組めます。

### 2 さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進

#### ① さまざまな人権課題の認識を深め、正しく理解を進める人権教育・啓発の取組

- ・アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等をはじめとするさまざまな人権課題への理解と認識を深めるために、学校、家庭、地域、職場等で人権教育・啓発を進めます。
- ・災害時に配慮や支援が必要な人への理解を深め、災害時においても人権が守られるよう、教育・啓発を推進するとともに、避難所運営等の災害時の対応において、人権の視点に立って活動が行われるよう取組を進めます。
- ・性的マイノリティの人びとに対する偏見や差別意識を解消するため、県民への

啓発や児童生徒の学習の充実を図ります。

- ・北朝鮮当局による拉致問題等への関心と認識を深めていくため、さまざまな手法により、国等と連携しながら理解促進の取組を進めます。

### 3 人権侵害に対応するための取組の推進

#### ① 人権侵害に対する適切な対応

- ・人権侵害を受けた人や対人関係等で悩みを抱える人が適切に救済されるよう相談体制を充実させるとともに、相談窓口や救済につながる諸制度の活用について啓発と広報を行います。
- ・性的マイノリティの人びとの相談に的確に対応できるよう関係相談機関の連携を図るとともに、相談窓口の周知を行います。

\*\*\*\*\*

#### ※1 LGBT

人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向や性自認についての性的マイノリティを限定的にさす言葉。性的指向としては、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）があり、性自認については、身体と心の性が一致しないトランスジェンダー（Transgender）がある。この中に、性同一性障がいが含まれる。性同一性障がい者とは、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」において、「生物学的には性別が明らかであるにも関わらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。」と定義されている。

## 第3章 計画の推進

### 1. 人権尊重の視点に立った行政の推進

県は、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図るため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進します。また、国、市町及び関係団体と連携・協働して人権施策を推進します。

(1) 県民一人ひとりが幸福を実感できる社会を実現するため、県政の運営にあたっては、県民の人権を尊重するという視点に基づき、「三重県人権施策推進会議」、「人権監等会議」、地域機関における連絡会議等横断的な推進体制により、総合的に県の人権施策を推進します。

また、職員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権問題を自らの課題として認識し、それぞれの行政分野において適切な対応が行われるよう体系的に人権研修を実施します。

(2) 人権尊重の視点に立った取組を推進するため、県民の思いや意見の把握に努めるとともに、県民、企業、住民組織・NPO等の団体、市町等との連携・協働を進めます。取組の推進にあたっては、「管内人権行政推進調整連絡会議」、「地域ネットワーク協議会」等、地域における連絡会議や「三重県人権・同和行政連絡協議会」等において国、市町と互いに情報共有、連携を図るとともに、啓発等の業務を効率的に進め、人権施策を総合的に推進します。

(3) さまざまな人権に関わる課題を解決していくため、企業、住民組織・NPO等の団体等が連携・協働する取組やこれらのさまざまな主体による取組を促進します。

### 2. 計画の推進と進捗管理

#### (1) 計画の期間

第三次行動プランの計画期間は、2016(平成28)年度から2019(平成31)年度までの4か年とします。

#### (2) 推進体制

##### ① 県組織における推進体制

県では、人権施策を進める上で基本的かつ重要な事項については、各部局等の副部長等で構成する「三重県人権施策推進会議」において協議し、全庁的な人権施策の推進を行います。また、この会議の下部組織として「人権監等会議」と「管内人権行政推進調整連絡会議」を置き、本庁及び地域防災総合事務所及び地域活性化局内の連絡調整や、横断的・日常的な人権に関する行政課題の解決に取り組めます。

また、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき設置されている「三重県人権施策審議会」を開催し、行動プランの進捗状況やその他人権施策に関する調査・審議をふまえて、人権施策の着実な推進に努めます。

## ② さまざまな主体との協働推進体制

市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」等を活用し、市町と協力・連携しながら人権施策を推進していきます。また、国（津地方法務局）及び三重県人権擁護委員連合会、三重県社会福祉協議会、県で構成する「三重県人権啓発活動ネットワーク協議会」において、啓発活動の総合的な推進に取り組みます。

さらに、県内企業で構成される「三重県人権啓発懇話会」等の既存の推進組織との連携に加え、地域におけるさまざまな主体の人権に関する活動への支援を通じて、各主体との対話を深め、新たな協働体制の構築やネットワーク化につなげていけるよう努めます。

## （3）進捗管理

人権施策を推進するために県が取り組む事業を、施策別に「県事業体系表」として取りまとめるとともに、「年次報告」の作成・報告・公表を通じて進捗管理を行い、県の人権施策を着実に推進していきます。また、「年次報告」はホームページ等において公表します。

進捗管理を行うため、人権施策全体の成果を計る行動プラン全体の「目標項目」と計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととします。また、横断的に取り組む3つの施策分野にも「目標項目」と「目標値」を設定し、施策の進捗状況を把握していきます。

### 【目標項目と目標値の設定】

目 標 項 目		現 状 値 (2015(平成27)年度)	目 標 値 (2019(平成31)年度)
プラン全体	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合（※1）	38.5%	42.5%
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数（※2）	35 団体 (2014(平成26)年度)	35 団体
人権意識の高揚	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度（※3）	97.0%	100%
	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合（※4）	65.5% (2014(平成26)年度)	100%
人権擁護と救済	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度（※5）	95.6%	100%

- ※1 「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて「人権が尊重されるまちづくり」研修会を実施した団体数
- ※3 人権イベント・講座等の参加者へのアンケートにおいて、当該イベント等によって「人権に関する理解が深まった」と回答した参加者の割合
- ※4 子どもにつけたい力や、発達段階に応じた人権教育の指導内容を定めた人権教育カリキュラムを作成し、その取組を進めている公立小中学校および県立学校の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケートにおいて、「人権に関する知識の習得・相談対応力の向上につながった」と回答した受講者の割合

なお、プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

また、県が実施する事業については、事業を所管する部局が、個別事業毎に年次目標を設定して、目標管理のもと取り組んでいきます。

なお、取組の結果を取りまとめ、県人権施策審議会に報告します。

## <資料編>

- 「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」の概要…………… 1
  
- 「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定経過…………… 3

# 「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」の概要

## 第1章 基本的な考え方

### 1 基本方針改定の経緯

- ① 人権をめぐる社会状況の変化により、子ども、高齢者、女性をめぐる人権問題など対応の強化が求められている課題や、災害と人権、貧困等に係る人権問題、北朝鮮当局による拉致問題といった、新たに対応すべき課題への対応などを反映
- ② 「第一次改定」後の取組の成果と課題をふまえ、取組方向を見直し
- ③ 2012（平成24）年度からスタートした県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」に基づき、「県民力による『協創』の三重づくり」の考え方を反映
- ④ 2012（平成24）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」などの結果をふまえ、改定内容を検討

### 2 めざす姿

差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会

### 3 基本理念

(1) 公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現

(2) さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現

## 第2章 人権施策の推進

### 1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

#### 人権が尊重されるまちづくり

##### 【取組項目】

- 1 住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動をするための取組の推進
- 2 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進
- 3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

### 2 人権意識の高揚のための施策

#### (1) 人権啓発の推進

- 1 効果的な啓発活動の推進
- 2 さまざまな主体との協働による啓発活動の推進
- 3 効果的な啓発の調査・研究
- 4 啓発活動を担う人材の養成

#### (2) 人権教育の推進

- 1 学校教育における人権教育の推進
- 2 社会教育における人権教育の推進
- 3 企業・民間団体における人権教育の推進
- 4 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進
- 5 人材の養成と活用

### 3 人権擁護と救済のための施策

#### (1) 相談体制の充実

- 1 相談窓口の広報と充実
- 2 相談窓口機能の強化と支援体制の充実
- 3 相談員等の資質向上
- 4 相談機関等相互の協働・連携の強化

#### (2) さまざまな人権侵害への対応

- 1 人権侵害に対応するための取組
- 2 人権侵害への対応に関する啓発と広報

#### 4 人権課題のための施策

##### 同和問題

###### 【取組項目】

- 1 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進
- 2 同和問題の解決に向けた教育の推進
- 3 学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり
- 4 同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進
- 5 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

##### 子ども

- 1 子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進
- 3 子どもの権利擁護の推進
- 4 子どもの健やかな成長のための環境づくり

##### 女性

- 1 女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進
- 2 男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進
- 3 働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり
- 4 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

##### 障がい者

- 1 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進
- 2 障がい者の社会参加、参画の環境づくり
- 3 障がい者の権利擁護の推進
- 4 地域生活への移行と地域生活の支援
- 5 インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

##### 高齢者

- 1 高齢者の社会参加、参画の促進と交流
- 2 高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進
- 3 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実
- 4 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

##### 外国人

- 1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進
- 2 文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援
- 3 外国人の権利擁護と社会参画の促進

##### 患者等(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等)

- 1 患者本位の医療体制づくりの推進
- 2 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- 3 医療・生活支援体制の充実

##### 犯罪被害者等

- 1 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進
- 2 犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進
- 3 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

##### インターネットによる人権侵害

- 1 インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり
- 2 インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

##### さまざまな人権課題(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

- 1 さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進
- 2 さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進
- 3 人権侵害に対応するための取組の推進

### 第3章 人権施策の推進体制等

#### 1 人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・幅広く県民の思いや意見を聴き、県民の参加・参画を推進
- ・県民、企業、住民組織・NPO、市町等が連携・協働する取組を促進
- ・さまざまな主体による取組を促進

#### 2 人権施策の推進体制と仕組み

- (1) 推進体制
- ①パートナーシップで築く推進体制
  - ②県庁内の横断的推進体制

- (2) 仕組み
- ①人権課題別取組の推進～関連計画との連携
  - ②進捗管理の仕組み～体系表と年次報告

## 「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の調査審議の経過

2015（平成27）年 9月10日	平成27年度第2回三重県人権施策審議会 素案の検討
11月16日	平成27年度第3回三重県人権施策審議会 中間案の検討
2016（平成28）年 2月1日	平成27年度第4回三重県人権施策審議会 最終案の検討

### ◇ 県民意見の募集結果等

○パブリックコメント実施期間：

2015（平成27）年12月15日～2016（平成28）年1月13日

○意見提出人数等： 19名（個人）、9団体

○意見件数：76件

○内訳

方法	電子メール	ファクシミリ	郵送	計
人（団体）	21	6	1	28

意見の種類	件数	個人		団体	
		個人	団体	個人	団体
全体に関する意見	1	1			
「人権が尊重されるまちづくり」に関する意見	3				3
「人権啓発の推進」に関する意見	9	6			3
「人権教育の推進」に関する意見	10	5			5
「相談体制の充実」に関する意見	11	5			6
「さまざまな人権侵害への対応」に関する意見	8	2			6
「同和問題」に関する意見	1	1			
「子ども」に関する意見	12	5			7
「障がい者」に関する意見	1	1			
「高齢者」に関する意見	2	2			
「外国人」に関する意見	9	5			4
「患者等」に関する意見	1				1
「さまざまな人権課題」に関する意見	8	4			4
合計	76	37			39



第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン

2016（平成28）年3月発行

三重県環境生活部人権課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069

e-mail [jinken@pref.mie.jp](mailto:jinken@pref.mie.jp)